

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根拠条項：第4条第1項
処分の概要：自動車の保管場所証明
原権者(委任先)：警察署長
法令の定め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条（保管場所の確保） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条（保管場所の要件）、第2条（保管場所の確保を証する書面等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）、第2条（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等）
審査基準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：5日（行政庁の休日は含まない。）
申請先：保管場所を管轄する警察署の交通課
問い合わせ先：交通部交通規制課（電話 076-441-2211）
備考：